

認証評価 異議申立て結果を受けて

本学大学院法務研究科法務専攻（法科大学院）は、2018年度大学基準協会認証評価結果（不適合）に対して異議申立てを行いました。2019年5月16日付で棄却の旨判定され、不適合であることが確定いたしました。異議申立てに至る経緯については、「大学基準協会による法科大学院認証評価結果について」で述べていますので、ここでは、異議申立てが棄却されたことについて、本法科大学院の意見を明らかにしておきたいと思っております。

異議申立ては、司法試験合格者増及び入学者増に対する本法科大学院の行ってきたこれまでの改善取組みが正当に評価されていないことを理由に行いました。これに対する審査結果は、いずれに対しても事実誤認はなく、異議は認められないとするものです。認証基準の客観的指標（入学定員充足率、司法試験合格率）を十分に満たしていないことから、結果については真摯に受け止め、5年後の認証評価時には「適合」の判定を受けるようさらなる改善努力を進める所存です。

なお、これまでの取組みの成果として、2019年度の入学者については、大学基準協会の基準（定員充足率50%かつ10名以上）に到達することができました。司法試験合格率についても、基準（全国平均の半分）には若干達しないものの2018年度、2019年度と継続的に上昇する等、基準の指標については、着実に改善傾向を示しております。ただ、すべての客観的基準に到達していない現状では、追評価の申請は見送ることいたしました。

現在、これまでの改善取組みをより充実させるために、課題に対する組織的検証を強化するとともに、アドバイザー制における「1・2年次生対象ゼミ」の開始（2019年度）、2020年度からの法学部「司法特修コース」スタート（2020年度）、他法科大学院との連携強化など、新たな取組みを積極的に取り入れています。

以上のように、本法科大学院は、認証評価結果に対して真摯に向き合い、司法試験合格者を増やすための教育改善や、入学者を増やす改善努力を、今後も継続的に行ってまいります。本法科大学院在学学生及び修了生、本法科大学院の進学を検討されている皆さんをはじめとする関係者各位には、本法科大学院の対応について、ご理解を頂ければ幸いに存じます。また、本法科大学院をより良いものにしていくことに、今後ともご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2019年12月10日

南山大学

学長 鳥巢 義文
法務研究科長 石田 秀博